

高齢者関係施設等 施設長 様  
                                 管理者 様

神戸市福祉局監査指導部  
介護保険サービス・法人指導監査担当

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（お知らせ）

平素は本市介護保険事業の運営にご支援・ご協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染症の対応に日々努められていることに対し、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更等に伴い、令和5年5月1日付で国（厚生労働省老健局）通知（「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」）が発出されています。

内容は、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、令和5年5月8日以降取り扱いを変更するというものです。

つきましては、国通知の内容をご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付資料

(1) 令和5年5月1日付国（厚生労働省老健局）通知

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」…別添1参照

\*上記「国（厚生労働省老健局）通知」（一部抜粋）

- 1 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。
  
- 2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。
  - 2- (1) 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。
  - 2- (2) 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。
  
- 3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。
  - ※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む
  - ※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能

であるものを含む

以上が位置づけ変更後における対応となるが、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナウイルスの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意する…（略）。

(2)「(国通知 別紙1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第1報～第27報）」

※容量が大きいため添付を省略しています。

※内容については、厚生労働省 HP (<https://www.mhlw.go.jp/content/001093400.pdf>)

をご確認願います。

(3)「(国通知 別紙2) 位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 (R5. 05. 01)」  
…別添2参照

## 2. 概要

- ・上記国通知に伴い、主に以下の取り扱いが変わります（一部を抜粋しています）。
- ・詳細については、国通知等の内容をご確認願います。

※過去に国や本市が発出した通知等についても、取り扱いが変更されることとなります。

(第3報) 運営推進会議・医療連携推進会議、(居宅介護支援) サービス担当者会議、

(第4報) (訪問介護・訪問看護) 20分未満のサービス提供、(訪問入浴) 清拭、  
(居宅介護支援) モニタリング、介護予防・日常生活総合支援事業

(第5報) (居宅介護支援) 退院・退所加算、

((地域密着型) 特定施設入居者生活介護) 退院退所時連携加算 等

(第11報) 居宅介護支援費

## 3. その他「サービス提供拒否の禁止」について

介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要です。

各サービスの基準省令により、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできません。

※国通知（抜粋）（令和3年2月8日付厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡）

「解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。」

介護サービス事業所におかれましては、感染防止対策を徹底した上で、必要な介護サービスが継続的に提供されるようお願いいたします。

### 【担 当】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市福祉局監査指導部 介護保険サービス・法人指導監査担当

(居宅通所指導担当・施設指導担当)

kaigo\_shidou@office.city.kobe.lg.jp